

豊見城市議会基本条例【解説付き】

目 次

前 文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の責務と活動原則（第3条－第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条－第10条）

第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係（第11条－第15条）

第5章 議員間討議による合意形成（第16条・第17条）

第6章 議会運営（第18条・第19条）

第7章 議会の機能強化（第20条－第24条）

第8章 議会改革の推進（第25条）

第9章 議員の政治倫理（第26条）

第10章 議員の定数及び議員報酬（第27条・第28条）

第11章 議会事務局の体制強化（第29条・第30条）

第12章 最高規範性で見直し手続き（第31条・第32条）

付 則

前 文

近年、地方分権改革の進展により、地方自治体自らの責任と決定によるまちづくりが求められることとなり、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきている。

本市は、平成 14 年（2002 年）に地方自治法施行後、全国で初めて、村政から単独で市制施行を経て、現在の発展を遂げてきた。

本市議会は、市民が市長及び議員を直接選挙するという二元代表制の一翼を担う議会として、市の発展と市民福祉の向上のため、市長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の事務のほとんどに責任を持ち、議論し、議決をして地域経営の一役を担わなくてはならない。その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く市民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議を通して、これらの論点、争点を発見、公開することは議会の第一の使命である。

議員は、法律が定める概括的な規定の遵守とともに、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会を構築し、市民の負託に応えていくことを決意するものである。

ここに、豊見城市議会及び構成員である議員が活動していくに当たって、議会における最高規範としてこの条例を制定する。

【解 説】

豊見城市は、明治 41 年に村政が発布され、日本一人口の多い村から、平成 14 年に全国初単独で村から市となった歴史的背景、議会に求められる役割、今後目指すべき姿、市民に信頼される議会の実現に向け、市民の負託に応えていくことを決意表明しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本事項を定めることにより、議会がその権能を高め、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

本条例制定は、市民福祉の向上と市政の発展を目的に、議会の役割や責務など、議会に関する基本的事項を定めています。

(基本理念)

第2条 市政における唯一の議決機関である議会は、多様な市民の意思を市政に反映させるため、公平、公正かつ真摯な議論を通じて、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

【解説】

議決機関としての議会が住民の代表として、地方自治の本来の趣旨である住民自治の実現を目指すべきことを定めています。

第2章 議会及び議員の責務と活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民の代表機関として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動を市民に対して説明する責務を果たすため、積極的な情報公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策立案、政策提言等（以下「政策立案等」という。）の強化に努め、市政及び議会活動に反映させること。
- (3) 市民本位の立場から、議会本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務について監視及び評価を行うこと。
- (4) 市民に分かりやすい視点、方法等で議会運営を行うこと。

【解説】

前条で定める基本理念に従い、下記のとおり議会として果たすべき活動原則を定めています。

1. 市民への積極的な情報公開による市民に開かれた議会運営
2. 市民の意見を反映した政策立案等を行う議会
3. 市民本位の政策決定、市長等の事務の監視及び評価を行う議会
4. 市民に分かりやすい議会運営

(議員の活動原則)

第4条 議員は、議会を構成する一員として、市民全体の奉仕者かつ代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員間相互の自由な論議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見、要望等を把握するとともに、積極的な調査研究活動を通じて市民全体の福祉の向上に努めること。
- (3) 不断の活動及び研さんを通じて自己の資質の向上に努めること。

【解 説】

前条の議会の活動原則を踏まえ、下記のとおり議員の活動原則を定めています。

1. 合議制の機能を発揮させるため議員相互間での自由な論議を重視すること。
2. 市民全体が豊かに、魅力あるまちづくりを図るため、積極的な調査研究活動を行うこと。
3. 議員自らの資質を高めるよう、日常の活動や研さんに努めること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成する。
- 3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解 説】

政策や理念を共有し議会活動を円滑に行えるよう、議員同士で会派を結成することができることを定めています。本市議会では、従来から会派制を採っており、議会基本条例制定にあたり、市民に分かりやすいように、あらためて会派の定義等を明文化しています。

第3章 市民と議会の関係

(会議の公開と市民参画機会の確保)

第6条 議会は、全ての会議を原則として公開するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映することができるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保を図るものとする。

【解説】

委員会を含め会議は、秘密会や傍聴規則に反する場合を除き、誰でも傍聴できます。また、市民のさまざまな意見を議会活動へ反映できるよう、市民が議会活動に参画（参加）する機会の確保を図るよう定めています。

(説明責任)

第7条 議会は、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、その議決責任を深く認識するとともに、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議案に対する議員の賛否を公表するとともに、議会が保有する情報の提供を図るものとする。

【解説】

議会の議決について、市民に対する説明責任を定めています。また、議決の際の賛否の公表をはじめ、議会情報の提供を図るよう定めています。

(議会報告会及び市民との意見交換)

第8条 議会は、議会で行われた議案、市政の課題等（以下「議案等」という。）の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会、懇談会等（以下「議会報告会等」という。）を開催するものとする。

2 議会は、前項の議会報告会等のほか、市民の多様な意見を的確に把握するため市民アンケート、パブリックコメント等を含めた意見交換の場を設けるものとする。

【解説】

前条の説明責任を果たすための具体的な手法の一つとして、「議会報告会等」の開催を義務付けています。第2項では、議会報告会等における意見交換に限らず、「市民との意見交換の場」を必要に応じて開催することを定めています。

(請願及び陳情)

第9条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。

2 議会は、請願者又は陳情者の求めに応じて、請願者又は陳情者が意見陳述を行う場を設けるよう努めるものとする。

3 議会は、請願者又は陳情者に対し、審議結果の伝達並びに処理の経過及び結果の情報の提供を図るものとする。

【解説】

請願及び陳情を市民による政策提案として位置付け、真摯に取り扱う旨を定めています。請願及び陳情については、所管の委員会に付託し審査を行っておりますが、提出者の求めに応じて、意見陳述を行う場を設けるよう努めることを定めています。また、請願者又は陳情者に対し、審議結果の伝達並びに処理の経過及び結果の情報の提供も図ることを定めています。

(広報広聴の充実)

第10条 議会は、市政及び議会に関する情報を市民に提供するとともに、市民の意見、要望等に係る内容及び対応について積極的に公表するものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用して、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報広聴活動の充実を図るものとする。

【解説】

第3条1項「情報公開」及び第7条「説明責任」と連動し、多様な広報手段を活用して市民へ積極的に情報提供するよう定めています。

ちなみに、本市議会では現在、市議会ホームページで随時情報提供を行うほか、各定例会後に市議会だよりを発行し、広報活動を行っています。

また、新庁舎移転後、インターネット中継及び録画による映像配信を行いません。

第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

(市長等との関係)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長等との緊張感を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、責任ある政策立案等を通じて、市長等とともに、市政の発展に努めなければならない。

【解説】

二元代表制における議会と市長等との関係について、両者が常に緊張感を持って、共通の目的である市政の発展に努める旨を定めています。

(政策等の監視、評価及び報告)

第 12 条 議会は、市長等が提案する政策、施策等（以下「政策等」という。）について、審議を通じて政策の向上を図るため、市長等に対し、次に掲げる事項に関し必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景、目的及び効果
- (2) 総合計画との整合性
- (3) 関係法令及び条例、規則等
- (4) 財源措置及び将来にわたる費用と効果

2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえるよう努めるものとする。

3 議会は、市長等が市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものを策定し、又は変更したときには、市長等に対し、その内容について報告するよう求めるものとする。

【解 説】

市長等が重要な政策等を議会に提案する際には、十分な審議ができるよう、必要な情報の提供を求めるとともに、審議する側の議会の姿勢について定めています。

また、市長等が行政の各分野における政策及び施策の基本計画等を策定し、又は変更したときには、議会が必要に応じて内容の報告を求めることを定めています。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第 13 条 議会は、市長が提出する予算案及び決算の審議に当たっては、市長に対し、前条第 1 項の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料を作成するよう求めるものとする。

【解 説】

議会の重要な審議事項である予算及び決算の審査の際には、審議を深めるために、前条の規定に沿って、分かりやすい説明資料を作成するよう定めています。

(議決事件の追加)

第 14 条 議会は、議決機関としての機能を強化し、及び本市の基本構想（市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。以下同じ。）について市長等と共に市民に対する責任を担う観点から、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定により、本市の基本構想の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止を議決事件として追加するものとする。

【解 説】

本市の基本構想についてを、地方自治法の規定に基づいて議決事件の追加を行うことを定めています。

(一問一答方式及び反問権)

第 15 条 議会の会議における質問は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

2 議長から本会議又は委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）に出席を要請された市長その他の者は、本会議、委員会等において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

【解 説】

本会議での質問（一般質問）について、これまでの総括質問・総括答弁から、一問一答方式でも行うことができることと、市長等が議員の質問に対して反問することができることを定めています。

第 5 章 議員間討議による合意形成

(議員間の討議による合意形成)

第 16 条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間において議論を尽くすよう努めるものとする。

【解 説】

議員相互間の自由討議を推進するとともに、活発な議論を尽くした後、主に各委員会では、議員間討議にて合意形成に努めることを定めています。

(政策討議)

第 17 条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討議の場を設けるものとする。

【解 説】

市政の重要な政策・課題について、市長への政策提言等を推進するために、議員間で政策討議を行う場を設けることを定めています。

第 6 章 議会運営

(議会運営の原則)

第 18 条 議会は、合議制の機関として、議員相互間の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

2 議会は、議長、副議長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

3 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

【解 説】

第 1 項において、議会運営のあるべき姿を明文化するとともに、第 2 項において、議会運営の中心的役割を担う議長、副議長の選出経過の透明性、第 3 項で議会を代表する議長の役割、立場を定めています。

(委員会)

第19条 委員会は、市政の議案等に迅速かつ的確に対応するため、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2 委員会は、その専門性と特性を活かし、市民に分かりやすい運営に努めるものとする。

3 委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ関心の高い事案について、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。

4 前3項の規定に基づく委員会の運営については、別に条例で定める。

【解説】

第1及から第3項において、委員会運営のあるべき姿や開催方法について定めています。なお、委員会の具体的な運営等については、既存の委員会条例で規定していることから、第4項でその旨を規定しています。

第7章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第20条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価に関する機能並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

【解説】

議会在が持つ執行部の監視及び評価機能や、政策立案・提言機能の強化を図ることを定めています。

(調査研究機関及び検討会の設置)

第21条 議会は、市政の課題に関する調査研究のため必要があると認めるときは、専門的知見を有する者等で構成する調査研究機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関の構成員に議員を加えることができる。

3 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会を設置することができる。

【解説】

議会在は、必要に応じて、議会在内に有識者等で構成する調査研究機関を設置することができることと、その構成員に議員を加えることができることを定めています。

また、同様に議員のみで構成する検討会の設置についても規定しています。

(議員研修の充実強化)

第 22 条 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、前項の議員研修に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催することができる。

【解 説】

議員の資質向上を図るため、議員研修の充実強化について定めています。

(議員の政務活動費)

第 23 条 議員は、政務活動費を有効に活用し、政策立案等に活かすよう市政に関する調査研究を積極的に行わなければならない。

2 議員は、政務活動費の適正な執行を図るとともに、市民に対して使途を説明する責務を有する。

3 議会は、政務活動費の収支報告書を公表することにより、使途の透明性の確保に努めるものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、別に条例で定める。

【解 説】

地方自治法に基づき、議員の調査研究活動に必要な経費の一部として交付されている政務活動費について、使途の透明性や市民に対する説明責任について定めています。

政務活動費については、既存の交付条例で具体的な規定があるため、第 4 項でその旨を定めています。

(予算の確保)

第 24 条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務調査機能の充実を図るため、市長に対し、必要な予算の確保を求めるものとする。

【解 説】

議会の果たすべき役割を実現するために必要な予算の確保について、市長に対し求めていくことを定めています。

第 8 章 議会改革の推進

第 25 条 議会は、議会の信頼性を高めるため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

【解 説】

継続的な議会改革への取り組みと、その実現のための議員による議会改革調査特別委員会を設置することを定めています。

第 9 章 議員の政治倫理

第 26 条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを常に自覚し、良心及び責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。

【解 説】

市民全体の代表者としての議員に求められている倫理性について定めています。

第10章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

第27条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状と課題並びに将来の予測及び展望を考慮するものとする。

【解説】

議員定数については、行財政改革の視点や他市との比較だけではなく、市政の現状と課題並びに将来の予測及び展望を踏まえ、豊見城市としての定数を検討して行く必要があります。なお、具体的な議員定数については、豊見城市議会議員定数条例をご参照いただきたいと思います。

(議員の報酬)

第28条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬は社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。

【解説】

議員報酬については、既存の報酬条例で定めていることと、議員報酬を定める際の基準について規定しています。

第11章 議会事務局の体制強化

(議会事務局の強化)

第29条 議会は、議会の政策立案、政策提言能力の向上及び監視・評価機能の強化を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。

【解説】

議会事務や議会運営等を補佐する議会事務局の強化について定めており、特に、調査機能及び法務機能の充実強化について定めています。

(議会図書室)

第30条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、図書及び資料の充実に努めるものとする。

【解説】

議員の調査研究活動に資するための議会図書室の適正管理、図書・資料の充実にについて定めています。

第12章 最高規範性に見直し手続き（最高規範性）

(最高規範性)

第31条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する条例、規則等の制定を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合を図るものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念と趣旨を浸透させるため、改選後においては速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

【解説】

この条例が本市議会における最高規範であり、議会に関する条例等は、この条例の趣旨に反することがないよう整合を諮るとともに、その理念と趣旨を浸透させるため、改選後に議員研修を行うことを定めています。

(見直し手続)

第32条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを必要に応じて
検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会に関する条例、規則等の改
正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

【解 説】

条例の見直し手続について、条例制定後も、条例の目的が達成されているかどうか
必要に応じて検証し、条例、規則等を改正する必要がある場合は、適切な措置を講ずるよう
定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項中議案に対する議
員の賛否を公表することに関する部分は、新庁舎への議場の移転後、最初に開催
する議会の日から施行する。